

仙台市小規模簡易給水施設指導要綱

(平成12年3月23日市長決裁 告示第243号)

(目的)

第1条 この要綱は、小規模簡易給水施設の布設及び管理の適正を図ることにより、当該施設の利用者の健康を保護し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模簡易給水施設」とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道、同条第7項に規定する簡易専用水道並びに簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和50年宮城県条例第14号。以下「条例」という。）第2条に規定する簡易給水施設以外の水道をいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に布設されるものを除く。

2 この要綱において「30人未満水道」とは、小規模簡易給水施設のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 寮、共同住宅、一団の住宅、集落等に布設され、かつ、30人未満の者にその居住に必要な水を供給するもの

二 官公庁、学校、病院、旅館、店舗、工場その他の事業所等に布設され、かつ、30人未満の者にその利用に必要な水を供給するもの

3 この要綱において「5m³以下受水槽水道」とは、小規模簡易給水施設のうち法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が5m³以下であるものをいう。

4 この要綱において「30人未満水道附属施設」とは、30人未満水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（給水の施設を含み、建築物に設けられたものを除く。）であって、30人未満水道の布設者の管理に属するものをいう。

5 この要綱において「布設者」とは、小規模簡易給水施設を布設した者をいう。

6 この要綱において「管理責任者」とは、布設者に代わって小規模簡易給水施設の管理に従事する者をいう。

(基本方針)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、布設者に対し、当該小規模簡易給水施設の構造、維持管理等に関する指導を行うものとする。

(施設基準)

第4条 30人未満水道附属施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとする。

(施設の設置)

第5条 30人未満水道の布設者は、当該施設の設置に係る工事が完成したときは、小規模簡易給水施設完成届（様式第1号）に、当該施設の概要を示す図書、水質試験の成績を証する書類（以下「水質試験成績書」という。）及び水質検査の結果を証する書類（以下「水質検査結果書」という。）を添えて市長に提出するよう努めるものとする。

- 2 5 m³以下受水槽水道の布設者は、当該施設の設置に係る工事が完成したときは、小規模簡易給水施設完成届に当該施設の配置状況を示す図書及び水質検査結果書を添えて市長に提出するよう努めるものとする。
- 3 前2項に規定する書類を提出した布設者は、市長が行う当該小規模簡易給水施設の検査を受けることができる。
- 4 市長は、前項の検査の結果、当該小規模簡易給水施設により供給される水が人の飲用に適するものであると認めるときは、その旨を小規模簡易給水施設飲用確認書（様式第2号）により、布設者に通知するものとする。

（30人未満水道に係る水質検査）

第6条 30人未満水道の布設者は、定期的に年1回、水質検査を受けるよう努めるものとする。

- 2 30人未満水道の布設者は、次に掲げる事項が生じたときは、水質検査を受けるよう努めるものとする。
 - 一 配水池、水槽等の漏水を防止する工事又は内面を塗装する工事が完成したとき
 - 二 送水管又は配水管の取替等1日を超えて断水して行う工事が完成したとき
- 3 30人未満水道の布設者は、当該施設において次に掲げる事項が生じたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表（以下「水質基準表」という。）の上欄に掲げるもののうち必要な事項について、水質検査を受けるよう努めるものとする。
 - 一 配水池、水槽等の清掃が終了したとき
 - 二 水質に異常を認めたとき
 - 三 水の供給を受ける者から請求があったとき
 - 四 その他30人未満水道が汚染された疑いがあるとき
- 4 30人未満水道の布設者は、第1項から前項までの規定による水質検査に関する書類を3年間保存するよう努めるものとする。

（30人未満水道に係る衛生措置）

第7条 30人未満水道の布設者は、当該施設に次に掲げる衛生措置を講じるものとする。

- 一 水源取水口、沈殿池、ろ過池、水槽等を常に清潔にし、水の汚染を防止すること
 - 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること
 - 三 配水池、水槽等の清掃を定期的に年1回行うこと
 - 四 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、0.4mg/ℓ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、給水する水が病原生物等により著しく汚染されるおそれがある場合は0.2mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、1.5mg/ℓ）以上とする。
 - 五 管理責任者等常時30人未満水道附属施設に立ち入る者は、おおむね6か月ごとに、健康診断の受検に努めること
- 2 30人未満水道の布設者は、前項第3号又は第5号の衛生措置を講じたときは、その実施の年月日及び方法等について記録し、その記録を1年間保存するよう努めるものとする。
 - 3 30人未満水道の布設者は、残留塩素の検査を定期的に週1回行い、その記録を1年間保存するよう努めるものとする。

（5 m³以下受水槽水道の管理）

第8条 5 m³以下受水槽水道の布設者は、次に掲げる基準に従い5 m³以下受水槽水道を管理するものとする。

- 一 水槽の清掃を定期的に年1回行うこと
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること
- 三 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により、供給する水に異常を認めたときは、水質基準表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて水質検査を行うこと
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること

(衛生措置等に係る検査)

第9条 30人未満水道の布設者は第7条に規定する衛生措置について、5 m³以下受水槽水道の布設者は前条に規定する管理について、定期的に年1回法第34条の2又は条例第10条の3に規定する者の検査を受けるよう努めるものとする。

(変更)

第10条 布設者は、その住所若しくは氏名若しくは名称、布設場所の名称又は管理責任者の住所若しくは氏名に変更が生じたときは、小規模簡易給水変更届(様式第3号)を市長に提出するよう努めるものとする。

2 30人未満水道の布設者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、小規模簡易給水変更届に変更内容を示す図書(第2号に係る変更にあつては、水質試験成績書を含む。)を添えて市長に提出するよう努めるものとする。

- 一 布設の場所
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 構造設備

3 5 m³以下受水槽水道の布設者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、小規模簡易給水変更届に変更内容を示す図書を添えて市長に提出するよう努めるものとする。

- 一 水槽の数
- 二 水槽の有効容量
- 三 水槽の材質
- 四 水槽の設置場所
- 五 滅菌のための装置

(休止及び廃止)

第11条 布設者は、小規模簡易給水施設の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、小規模簡易給水施設休止(廃止)届(様式第4号)にその施設(30人未満水道にあつては、給水区域を含む。)を示す図書を添えて市長に提出するよう努めるものとする。

2 布設者は、前項の休止に係る小規模簡易給水施設の給水を再開しようとするときは、小規模簡易給水施設再開届(様式第5号)及び水質検査結果書を市長に提出するよう努めるものとする。

3 前項に規定する書類を提出した布設者は、市長が行う当該小規模簡易給水施設の検査を受けることができる。

4 第5条第4項の規定は、前項の検査について準用する。

(水質試験の項目等)

第11条の2 第5条第1項及び第10条第2項の規定により受けることとなる水質試験は、水源の水について、水質基準表中1の項から21の項まで、33の項から48の項まで及び50の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとする。

2 第5条第1項の規定により受けることとなる水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項から11の項まで、22の項から32の項まで、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項について行うものとする。

3 第5条第2項、第6条第1項、第2項及び第11条第2項の規定により受けることとなる水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項、11の項、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項について行うものとする。

(改善の指導)

第12条 市長は、30人未満水道について衛生上若しくは保安上危害が起こり、又そのおそれがあると認めるときは、当該施設の布設者に対し、当該施設の改善、修理、清掃その他の措置をとるべき旨を指導することができる。

2 市長は、5 m³以下受水槽水道の管理が第8条各号の基準に適合していないと認めるときは、当該施設の布設者に対し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指導することができる。

(給水停止の勧告)

第13条 市長は、小規模簡易給水施設の給水を継続させることにより利用者の利益を害すると認めるときは、当該施設の布設者に対し、給水を停止するよう勧告することができる。

(報告)

第14条 市長は、30人未満水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該施設の布設者から、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、5 m³以下受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該施設の布設者から必要な報告を求めることができる。

(書類の経由)

第15条 この要綱の規定による市長に対する書類の提出は、保健所の支所のうち当該小規模簡易給水施設の所在地を所管するものの長を経由して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日改正)

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年3月17日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

- 附 則（平成 25 年 3 月 27 日改正）
（施行期日）
- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
（経過措置）
 - 2 この要綱の施行の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日改正）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 7 月 15 日改正）
この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から実施する。

- 附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）
（実施期日）
- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
（経過措置）
 - 2 この改正の実施の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日改正）
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

- 附 則（平成 31 年 4 月 17 日改正）
（実施期日）
- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。
（経過措置）
 - 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 附 則（令和元年 11 月 28 日改正）
（実施期日）
- 1 この要綱は、令和元年 12 月 1 日から実施する。
（経過措置）
 - 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日改正）
この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。